

地産地消推進店と連携した栃木県産ブランド農産物等のPR事業業務委託仕様書

本仕様書は、一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会（以下「甲」という。）が発注する「地産地消推進店と連携した栃木県産ブランド農産物等のPR事業業務」（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）が実施すべき業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的及び背景

(1) 目的

栃木県産ブランド農産物等（以下「ブランド農産物等」という。）の魅力を多くの人に伝えるため、とちぎの地産地消推進店（以下「推進店」という。）を核としたPRイベント等を開催し、ブランド農産物等の販売促進及び更なるブランド化を図る。

※ブランド農産物：とちあいか等の県ブランド及び地域ブランド農産物

(2) 背景及び事業の考え方

これまで、県や関係団体と連携して「いちご王国」のイメージのもと、県産農産物全体のブランド価値向上を図るため、様々なプロモーションを行ってきた結果、いちご品種において高い水準を確保するなど、全国ブランドとしての一定の成果を得ている。

一方で、いちご以外については、栃木県産を選んで購入する品目は少なく、県産農産物全体の認知度やイメージの向上に向けて、共通したコンセプトに基づくプロモーションにより、更なるブランド化を図る必要がある。

また、推進店については、県産農産物の利用促進を目的として、地産地消に対する意識の高い県内の飲食店や小売店等への登録を推進している。消費者にブランド農産物等の魅力を知ってもらい、消費拡大に繋げるためには、推進店の取組みを継続的にPRしていくとともに、推進店同士の繋がりを強化することで相乗効果を高める必要がある。

2 委託期間

契約締結日から令和9年2月19日まで

3 業務内容

推進店を核としたPRイベントの実施や推進店に対する食材提案会、交流促進等の実施により、県ブランド農産物等の認知度向上や更なるブランド化、推進店における活用機会の拡大を促進する企画を総合的に運営すること。

(1) 推進店と連携したPRイベントの開催

推進店への集客を促進し、ブランド農産物等の消費拡大及びPRを図るため、推進店と連携したフェア等のイベントを開催するとともに、イベントへの注目度向上を図るため、連動してブランド農産物等のプレゼントキャンペーンを実施すること。実施に当たっては、推進店に対してイベントへの参加を呼びかけ、十分な参加店舗数を確保すること。また、イベントの詳細な情報が得られるウェブサイトを設置するとともに、推進店におけるイベントに関するオペレーションが円滑に行われるような手法で実施すること。

ア 時期：11月～12月

イ 場所：推進店（参加店舗数の目標を100店舗以上とする）

ウ 回数：1回（イベント期間1か月）

※推進店の概要及び一覧は（https://tochigipower.com/?page=list_chisan）を参照

(2) コンテスト等による優良な推進店に対する表彰の実施

推進店のPRイベントに対する意欲向上を図るため、イベントを通じて来店した消費者の数や採点等の評価項目によって、優良な推進店を表彰するコンテスト等を実施すること。表彰する推進店については、乙と協議したうえで選定し、結果を広く周知して推進店への集客向上を図ること。また、表彰のために収集した客数や採点等のデータは、乙や個別の推進店に提供できる形にまとめてフィードバックすること。

(3) 推進店へのPRイベント説明会及び食材提案会・交流会等の開催

推進店に対してイベントの説明会を実施し、趣旨や内容、実施方法についての理解促進を図ること。また、推進店におけるブランド農産物等を使用したメニューの開発や取扱品目の増加を促すための食材提案会、推進店同士のネットワークを広げるための交流会等を開催すること。なお、実施に当たっては、ブランド農産物等の調理や試食を行うなど、具体的な利用イメージが湧く工夫をすること。

ア 時期：9月～11月（イベント開始1か月前までを目安とする）

イ 場所：推進店の関係者が集まりやすい立地の施設等

ウ 回数：各1回以上（説明会、食材提案会、交流会等の同時開催も可とする）

(4) PRイベント資材の制作及び設置

イベントへの参加促進やブランド農産物等の認知度向上に資するPR資材（ポスター、チラシ、のぼり、卓上POP、PRデジタル素材等）を制作すること。PR資材には、イベントウェブサイトのQRコードを張る等により、イベントの情報にアクセスしやすくする工夫をすること。なお、制作したPR資材は推進店の他、観光施設、道の駅等の集客施設へ配布し設置を行うこと。

(5) PRイベント等の情報発信

イベントの注目度向上や推進店の集客促進を図るため、メディアや広告媒体、SNS等を活用した効果的な情報発信を行うこと。また、イベントのウェブサイトや推進店等のリンクを張るなどして、推進店等のウェブサイトへのアクセスを高めること。

ア 時期：10月～12月（イベント開始2週間前まで～終了日を目安とする）

4 留意事項

(1) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、企画内容、業務スケジュール、イベントや資材・情報発信のイメージ等を記載すること。

(2) PRイベント等に係る農産物等の調達及び発送

プレゼントキャンペーンや食材提案会等において、農産物等を調達する際には、関係団体と十分調整の上、連携を図ること。また、県産農産物のブランド価値を損なうことのないよう、調達時の品質確認や発送時の品質保持等について十分留意し、不良品が発生した場合は再送するなど、責任をもって対応すること。

(3) 県産農産物統一ロゴマークの活用

県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」を広告物やPR資材等に積極的に掲載すること。

(4) 栃木県産米の利用促進

PRイベントにおける栃木県産米の利用促進に向けて、食材提案会やPR資材等に

については栃木県産米を積極的に活用すること。

(4) 問い合わせへの対応

本業務に関する推進店や消費者からの問い合わせについては、原則として乙が対応するものとする。乙が対応することが難しい内容については、甲又は推進店等と協議を行い、内容に応じて適切な者が対応するものとする。

(5) その他

ア 関係法令を遵守するとともに、必要に応じて所管する関係機関等と連携すること。

イ 「栃木県環境配慮指針」に基づき、環境負荷等の軽減を図ること。

ウ 事業の効果測定（広告換算金額の算定等）を必ず行うこと。

5 実施計画書及び報告書の提出

(1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、イベント内容等の具体的な業務内容を甲と協議し、「実施計画書（任意様式）」を作成して甲に提出すること。

(2) 乙は、イベント開催期間中の実施状況を記録（写真撮影等）し、電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を甲に提出すること。

(3) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。

(4) 甲は、必要がある場合、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

6 権利の帰属

委託業務の成果に関する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては協議の上、定めるものとする。

7 その他

(1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。

(2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。

(3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。

(4) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。

(5) 乙は、委託業務を自ら実施するものとし、あらかじめ甲の承認を受けた場合を除き、他の者に再委託してはならない。